

鳥取県告示第151号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

日南町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

3 土砂災害警戒区域の名称

吉鈿地区（67）、佐木谷地区（68）、下多田地区（69）、丸山地区（70）、桜子地区（113）、無坂地区（71）、白谷地区（72）、茶屋地区（73）、共栄地区（74）、笠木地区（75）、山裏地区（76）、宮内地区（77）、木谷地区（78）、上萩山地区（79）、新山地区（80）、上石見地区（93）、狩場地区（94）、三栄地区（114）

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び日野総合事務所県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）